

協議第6号 合併の方式について

合併の方式について提出する。

平成15年11月25日提出

菊池北部四市町村合併協議会会長 松岡 一俊

合併の方式について

合併の方式は、菊池市、七城町、旭志村、泗水町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併（対等合併）とする。

平成15年11月25日 確認

(協議第6号関係資料)

新設合併と編入合併の比較

		新 設 合 併	編 入 合 併
<b>定 義</b>		2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置くことで、市町村の数の減少を伴うもの。	市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで、市町村の数の減少を伴うもの。
<b>法 人 格</b>		全ての市町村の法人格が消滅し、新たな市町村の法人格が発生する。	編入される市町村の法人格が消滅し、編入する市町村の法人格は継続する。
<b>合併市町村の名称</b>		合併関係市町村が全て廃されるため、新たな名称を定める。	編入する市町村の名称となる。
<b>事務所の位置</b>		合併関係市町村の全ての地域から住民の利便性等を考慮して決定する。	編入する市町村の事務所の位置となる。
<b>財産及び公の施設の取扱い</b>		合併市町村が引き継ぐ。	編入する市町村が引き継ぐ。
<b>市町村の長</b>		合併関係市町村の長は全て失職し、新たに合併市町村において選出する。	編入する市町村の長は変わらず、編入される市町村の長は失職する。
<b>議会の議員</b>	<b>原則</b>	合併関係市町村の議会の議員は全て失職し合併市町村の定数による設置選挙を行う。  法定定数 30人以内 (人口5万人以上～10万人未満の市)	編入する市町村の議会の議員はそのまま在任し、編入される市町村の議会の議員は、全て失職する。(但し、合併により著しく人口の増加があった場合、法定数の範囲内で増員選挙を行うことができる。この場合、任期は編入する市町村議会の議員の残任期間)
	<b>特例</b>	協議により、次のいずれかによることができる。 設置選挙において、法定数の2倍までの定数とすることができる(定数特例)。 合併関係市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は、最長2年間在任することができる(在任特例)。	協議により次のいずれかによることができる。 編入する市町村の議会の議員の任期相当期間について、人口に応じ合併市町村の議会の議員の定数を増加(編入合併特例定数)し、編入される市町村の区域ごとに選挙区を設けて定数を配分することができる(定数特例)。 編入される市町村議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者については、編入する市町村の議会の議員の残任相当期間、在任することができる(在任特例)。  なお、合併時に「定数特例」又は「在任特例」を適用する場合には、合併後最初に行われる一般選挙に「編入合併特例定数」を用いることができる。
<b>農業委員会の委員 (合併市町村に1つの委員会を置くこととする場合)</b>	<b>原則</b>	合併関係市町村の委員(選挙による委員、選任による委員)は、全て失職する。	編入する市町村の委員はそのまま在任し、編入される市町村の委員は全て失職する。
	<b>特例</b>	合併関係市町村の委員(選挙による委員)は、10～80人の範囲で1年以内の間、在任できる。	編入される市町村の委員(選挙による委員)は、40人までの範囲で、編入する市町村の委員の残任期間、在任することができる。
<b>条例・規則</b>		合併関係市町村の条例・規則は全て失効する。合併市町村において新たに制定する。	編入する市町村の条例・規則を適用する(合併に伴い必要な改正を行う)。
<b>特別職の職員</b>		合併関係市町村の特別職の職員は全て失職し、新たに選任する。	編入する市町村の特別職の職員はそのまま在任し、編入される市町村の特別職の職員は全て失職する。
<b>一般職の職員</b>		合併関係市町村の職員は全て失職するが、引き続き合併市町村の職員として身分を保有する。	編入する市町村の職員は在任し、編入される市町村の職員は、編入する市町村の職員としての身分を保有する。

### 市と町村の主な相違点

	市		町 村	
<b>処理する事務</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉事務所の設置が義務付けられている。</li> <li>社会福祉主事を置き、生活保護等の事務を直接処理する。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉事務所の設置は任意とされている。</li> <li>生活保護等の事務は県が処理する。</li> </ul>	
<b>議員定数</b>	自治法人口区分	上限数	自治法人口区分	上限数
	5万人未満	26人	2千人以上 5千人未満	14人
	5万人以上 10万人未満	30人	5千人以上 1万人未満	18人
	10万人以上 20万人未満	34人	1万人以上 2万人未満	22人
	20万人以上 30万人未満	38人	2万人以上	26人
<b>選挙制度</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>選挙管理委員会に書記長、書記その他の職員を置く</li> <li>政令指定都市以外の市の議員及び長の選挙の期間は7日間</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>選挙管理委員会に書記その他の職員を置く</li> <li>議員及び長の選挙の期間は5日間</li> </ul>	
<b>収入役</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1人置く</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>条例で収入役を置かず、町村長又は助役をして事務を兼掌させることができる。</li> </ul>	
<b>監査委員定数</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口25万人以上の市は4人</li> <li>人口25万人未満の市は3人又は2人</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>2人</li> </ul>	
<b>地方交付税</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉事務所の設置及び生活保護に要する経費について、地方交付税の基準財政需要額に算入される。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>左の経費は、地方交付税の基準財政需要額に算入されない。</li> </ul>	

### 町村にはない市の主な機能

法 令 等	内 容
生活保護法 第19条	<ul style="list-style-type: none"> <li>保護の決定及び実施等</li> </ul>
児童福祉法 第22、23条	<ul style="list-style-type: none"> <li>妊産婦等の助産施設又は母子生活支援施設への入所措置</li> </ul>
特別児童扶養手当等の支給に関する法律 第17条、第26条の2等	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給、受給資格の認定</li> <li>支給に関する不正利得の徴収、支給に関する届け出の受理</li> <li>受給資格に関する調査及び支給に関する必要な書類の閲覧等</li> </ul>
知的障害者福祉法 第16条	<ul style="list-style-type: none"> <li>知的障害者の援護の実施</li> <li>知的障害者の援護の社会福祉法人の設置する知的障害者援護施設又は職親への委託</li> </ul>
児童扶養手当法 第4条	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童扶養手当の支給、受給資格及び手当額の認定</li> <li>支給に関する不正利得の徴収、支給に関する届け出の受理</li> <li>受給資格に関する調査及び支給に関する必要な書類の閲覧等</li> </ul>
文化財保護法 第80条	<ul style="list-style-type: none"> <li>史跡名勝天然記念物の軽微な現状変更等の許可</li> <li>その取り消し、停止命令</li> </ul>
商店街振興組合法 第36条	<ul style="list-style-type: none"> <li>商店街振興組合及び商店街振興組合連合会の設立認可</li> <li>役員変更の届け出受理、組合員による総会招集の承認</li> <li>定款変更の認可、解散届出の受理、組合合併の認可</li> <li>決算関係書類の受理、報告徴収、検査、措置命令解散命令等</li> </ul>